

# 第1章

訓子府町健康増進計画  
策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨と背景

わが国は、生活水準の向上や医療技術の進歩などにより平均寿命が大幅に延び、世界で高い水準となっています。その一方で、疾病構造は大きく変化しており、がんや脳卒中、心臓病などの生活習慣病の割合が増加し、介護を必要とする人の増加や医療費の増大が大きな課題となっています。

国では、平成 12 年にすべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするため、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的に「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」を策定し、健康を増進し病気の発症を予防する「一次予防」を重視した取り組みが推進されてきました。

今回、平成 25 年度からの「21 世紀における第 2 次国民健康づくり運動（健康日本 21（第 2 次）」を推進するため、以下の 5 点の方針が示されています。

1. 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
2. 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
3. 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
4. 健康を支え、守るための社会環境の整備
5. 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

訓子府町では、平成 20 年 3 月に健康増進法（健康増進法第 8 条第 2 項）に基づき「訓子府町健康増進計画（生きがい＝健康 幸せは健康から IN くんねっぴ）」を策定し取り組みを推進してきました。

今回示された国の基本的な方向性を踏まえ、これまでの取り組みの評価及び新たな健康課題をもとに第 2 期訓子府町健康増進計画を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

「第2期訓子府町健康増進計画」は健康増進法第8条第2項並びに第5次訓子府町総合計画の基本目標である「健康で笑顔あふれるまちづくり」に基づいた、訓子府町民のための健康増進計画という位置づけで取り組みます。

計画の推進にあたっては、訓子府町総合計画に即しながら、特定健診等実施計画、介護保険事業計画、障がい者計画などとの整合性と連携を図りすすめていきます。

策定にあたっては、「健康日本21（第2次）」「北海道健康増進計画」「北網圏域健康づくり事業行動計画」との整合性を図ります。

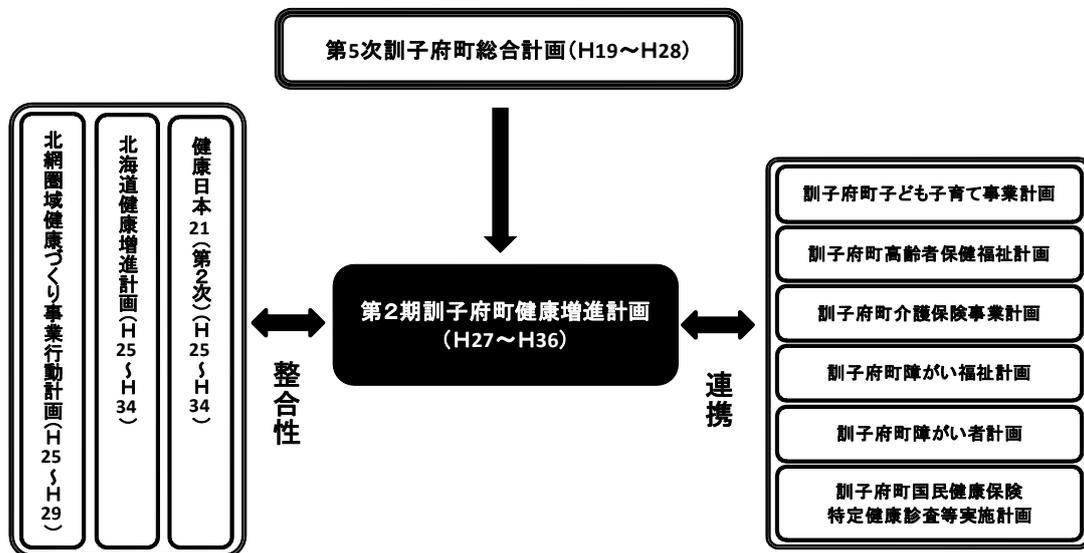


図 計画の位置づけ

## 3. 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成36年度までの10年間とします。

なお、5年後の平成31年度に中間評価を行うとともに、社会状況の変化や法制度・計画などの改正に伴い、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 4. 計画の対象者

この計画は、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた健康増進の取組みを推進するため、全町民を対象とします。



図 計画の対象者

## 5. 計画のめざすものと基本理念

訓子府町では「第5次訓子府町総合計画」において、めざす将来の姿を「豊かなみどり あふれる笑顔 みんなでつくるふれあいのまち～子どもの歓声がひびくまちづくり～」と設定し、5つの基本目標の中に「健康で笑顔あふれるまちづくり」という基本目標を掲げ、健康づくりや地域福祉を推進しています。

健康な毎日を過ごすことは誰しもの願いであり、「家族や仲間と、楽しい時間が過ごせる。」「生涯現役」「地域社会に貢献できる」といった一人ひとりのQOL（生活の質）の向上につながると考えます。

本計画は、総合計画にある「めざす将来の姿」及び「基本目標」を踏まえ、「個人」「家庭」「地域」「行政（町）」の役割・取り組みを明確にし、連携を強化し、町民が主体的に健康づくりに取り組むことができる環境を整備することで、健康寿命の延伸・健康格差の縮小の実現をめざします。

そこで、本計画は「すべての町民が健康で笑顔あふれる毎日を過ごすこと」をめざし、まち全体の健康づくりを推進していきます。

### 【基本理念】

健康で笑顔あふれる毎日を過ごすことができる地域社会をめざして

## 6. 基本方針

本町では、基本理念の実現をめざすため、以下の基本方針を掲げ本計画に沿って、健康づくりを推進していきます。

### 【基本方針】

- ① 町民の健康上の課題を明確にし、地域特性に応じた健康づくりに取り組みます。
- ② 乳幼児期から高齢期まで、各ライフステージに応じた健康づくりに取り組みます。
- ③ 生活習慣病などの発症予防及び重症化予防に重点を置いた活動を推進します。
- ④ 町民が健康づくりに取り組むことができるよう、個人・地域・行政の役割を明確にし連携を強化し、社会全体として個人の健康を支え・守る環境づくりに努めます。



豊かな人生や地域社会（＝自己実現）のために、個人は自分の健康について自覚し、創意工夫しながら取り組むことを心がけます。（＝個人技術力の向上）また、その個人を後押しする（＝住民組織活動の強化）ために、家族、町内会、その他地域の会、仲間、友達などによる励ましや協力により健康を支え、坂道を緩やかにするため（＝健康を支援する環境づくり）に、行政などが環境を整えることを行い、各自がみんなで力を合わせて健康づくりについて考え取り組んでいきます。

図 健康増進計画の推進における健康づくり

また、本計画は町民の健康の増進を形成する基本要素となる、栄養・食生活、運動・身体活動、休養、飲酒及び喫煙、歯・口腔内の健康の5領域に健康管理を加えた6領域において、生活習慣の改善や環境の整備について具体的に取り組めます。

## 7. 計画の体系図

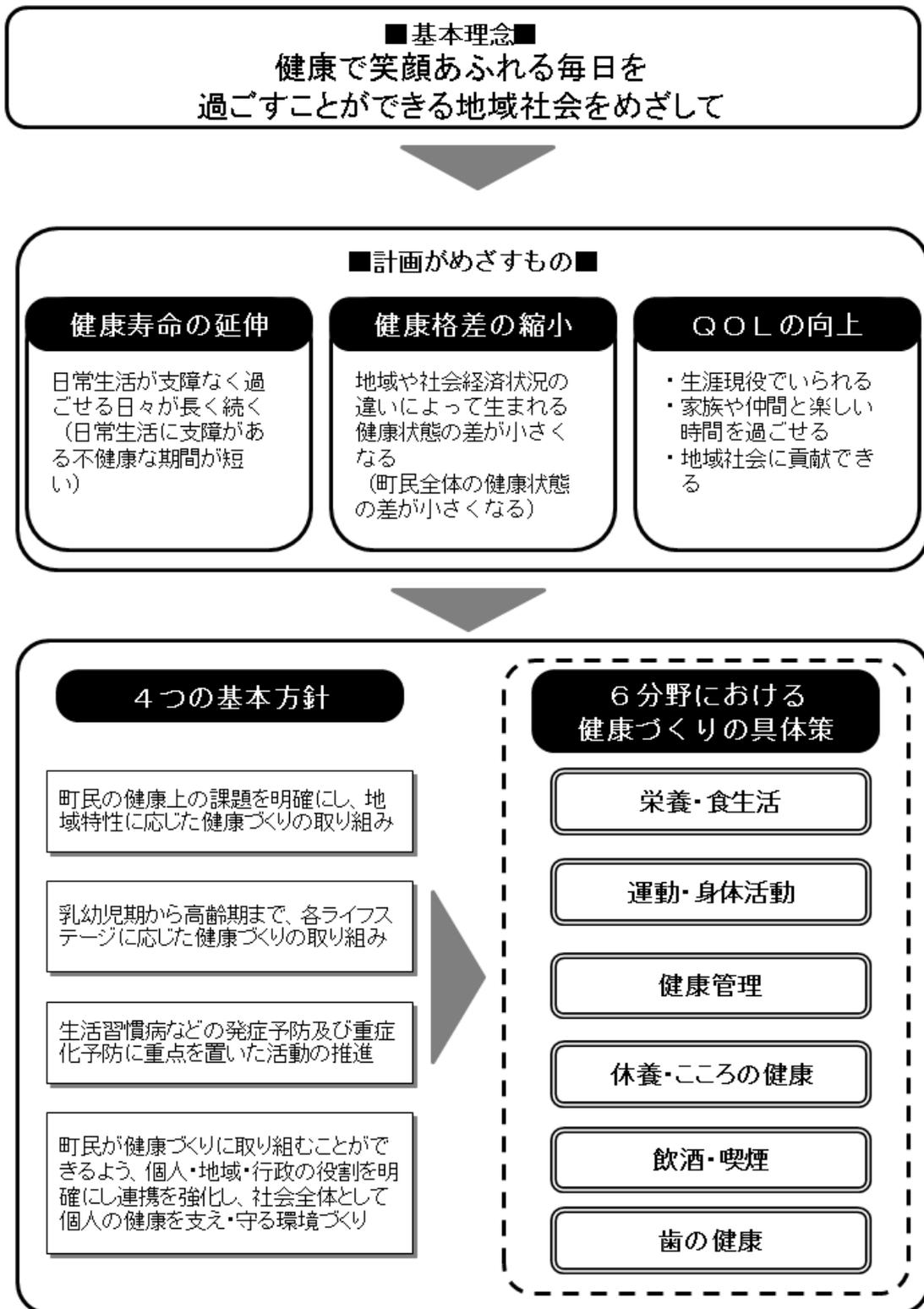


図 計画の体系図

## 8. 計画策定の流れ

本計画の策定にあたっては、第1期訓子府町健康増進計画の評価を踏まえ、既存・統計データを整理し、健康意識に関するアンケート調査や町民の方を対象にグループインタビューを行い、町民の健康づくり等に関する実態や意識の把握に努めました。

これらの情報から、各領域の現状・課題を分析し、今後の健康づくりについての目標や具体的な取り組みについて検討しました。

さらに、町民の皆様から頂いた貴重な意見を十分活かしながら健康に関する分野ごとの取り組みを整理し「訓子府町健康増進計画策定委員会」の審議を経て、計画を策定しました。

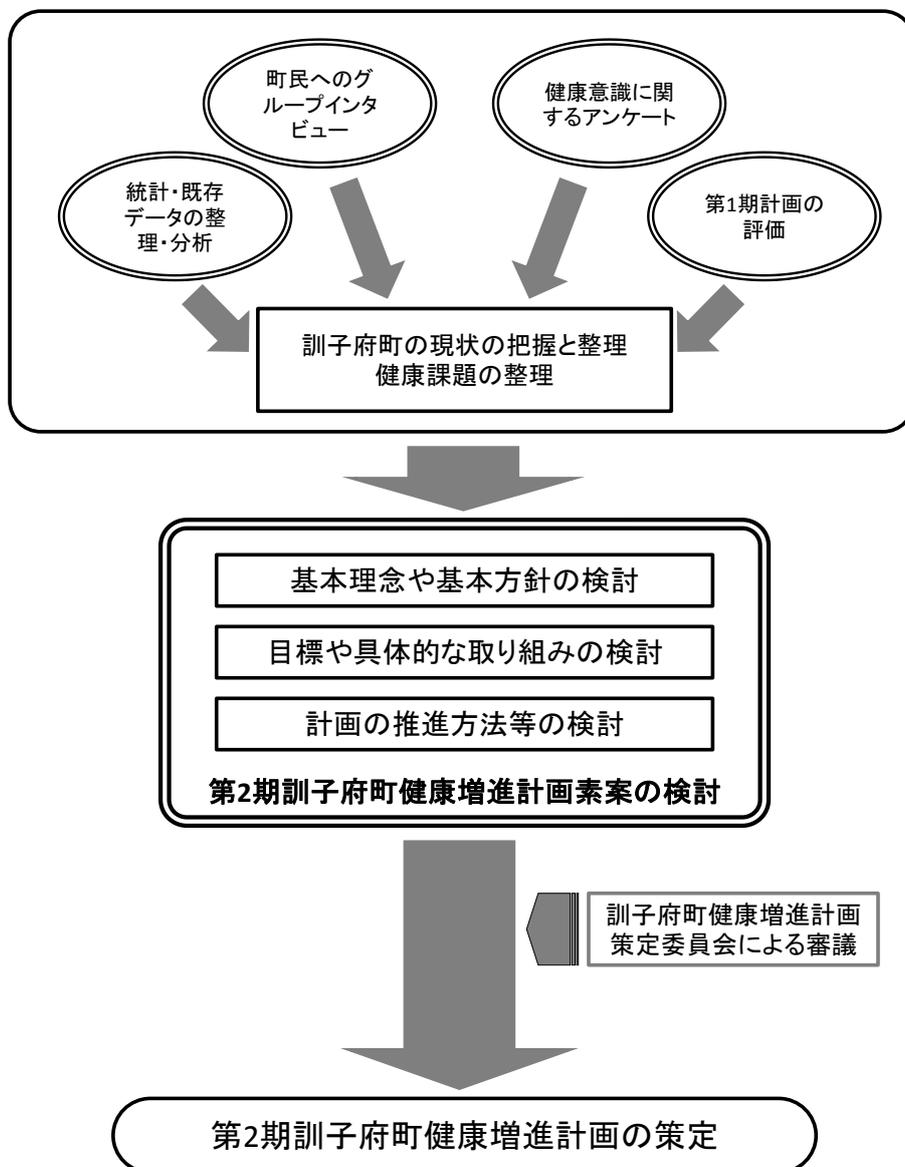


図 計画策定のイメージ